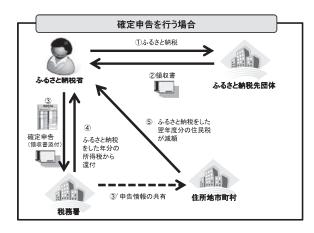
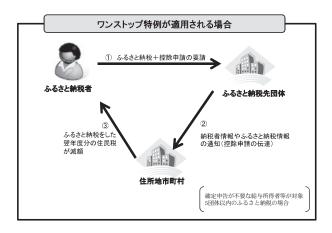
都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)について

●制度の概要

- ○都道府県・市区町村に対して寄附(ふるさと納税)をすると、寄附金のうち2千円を超える部分について、 一定の上限まで、所得税・個人住民税から全額が控除されます。
 - (例:年収700万円の給与取得者(夫婦子なし)が、3万円を寄附すると、2,000円を除く2万8,000円が控除されます。)
- ○控除を受けるためには、寄附をした翌年に、確定申告を行うことが必要(原則)。確定申告が不要な給与所得者等については、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより、確定申告が不要で控除が受けられる手続の特例(ふるさと納税ワンストップ特例制度)が創設されました。
- ○ふるさと納税の対象として、総務大臣の指定を受けた自治体であれば、自分の生まれ故郷や応援したい自治体など、どの自治体に対する寄附金でも対象となります。





ふるさと納税の控除額の計算について

●ふるさと納税による控除の概要

都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)のうち、2千円を超える部分については、一定の上限まで次のとおり所得税・個人住民税から全額控除されます。

- ①所得税……(寄附金-2千円)×所得税率(5~45%(注))を所得控除
- ②個人住民税(基本分)……(寄附金-2千円)×10%を税額控除
- ③個人住民税(特例分)……(寄附金-2千円)×(100%-10%(基本分)-所得税率(5~45%(注))
 - →①、②により控除できなかった寄附金額を、③により全額控除(所得割額の2割を限度)
 - 注 平成26年度から令和20年度については、復興特別所得税を加算した率とする。

【控除イメージ(注1)】



注1 年収700万円の給与取得者(夫婦子なしの場合、所得税の限界税率は20%)が、地方団体に対し3万円の寄附をした場合の もの

注2 所得税の限界税率であり、年収により $0\sim45\%$ の間で変動する。なお、平成26年度から令和20年度については、復興特別所得税を加算した率とする。

注3 対象となる寄附金額は、所得税は総所得金額の40%が限度であり、個人住民税(基本分)は総所得金額の30%が限度

ふるさと寄附金(美ら島ゆいまーる寄附金)のご案内

1 ふるさと寄附金(美ら島ゆいまーる寄附金)について

ふるさと寄附金とは、地方自治体(県・市町村)に対する寄附金のうち、2,000円を超える部分について、個人住民税所得割の2割を上限に、所得税と合わせて全額が控除される制度です。

沖縄県では、沖縄を応援したい、沖縄に貢献したいという思いを「美ら島ゆいまーる寄附金」として県の施策に活用しております。沖縄をふるさととする方のみならず、沖縄県を応援したい多くの皆様からのご寄附をお待ちしております。



美らゆいちゃん



美らまるくん

- 2 ふるさと寄附金(美ら島ゆいまーる寄附金)の寄附の申込方法について
- (1) 申込方法
 - ・ふるさと納税総合サイト「ふるさとチョイス」(https://www.furusato-tax.jp/city/donation/47000) からお申し込み。
 - ・寄附金申込書(ホームページからダウンロードするかパンフレットに付いている寄附申込書を使用する又 は直接取り寄せる。)を沖縄県総務部税務課にメール又はFAXで送信、郵送又は直接持参してください。
- (2) 寄附の方法
 - ・納入通知書による寄附

申込確認後「納人通知書」を送付しますので、金融機関でお振り込みください。

◎沖縄県指定金融機関(手数料不要)

琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、沖縄県労働金庫、沖縄県農業協同組合、九州信用 漁業協同組合連合会沖縄統括支店、みずほ銀行、鹿児島銀行

注 記載のない金融機関でも支払はできますが、金融機関所定の手数料が必要となります。

- クレジットカードなどによる寄附
- ①ふるさとチョイスより、支払方法を選択のうえ、寄附をお申し込みください。
- ②利用カード発行会社の規約に基づき、所定の支払日に口座から引き落とします。
- ③沖縄県への入金確認後、決済日を受領日として沖縄県から「寄附金受領証明書」が送付されます。

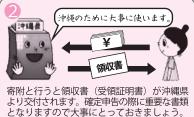


う一まくん

3 寄附金控除の手続について

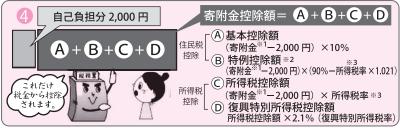
寄附金控除については、寄附金の領収書(受領証明書)を確定申告時に提出することにより、住民税の控除や所得税の控除(還付)が受けられます。











- 注1 1月から12月までの合計寄附金額。また複数の都道府県・市区町村に対して寄附を行った場合は、その寄附の合計額
- 注2 住民税所得割額の2割が限度
- 注3 所得税率は所得金額に応じて5%~45%と変わります。
- 注4 平成25年から課税される復興特別所得税も控除になります。

4 寄附金控除の計算例

給与収入700万円で…所得税の税率=20% 住民税所得割額=350,000円

注 沖縄県に対する寄附金のうち適用下限額2,000円を超える部分について、所得税と住民税を合わせて全額 控除されます。



全額※控除されるふるさと納税額(年間上限)の目安

(※) 2,000円を除く

(平成27年以降)

ふるさと納税をした者本人の給与収入とその家族構成のパターン別のふるさと納税額(年間上限)の目安一覧です。ふるさと納税額(年間上限)は、2,000円を除く全額が所得税®及び個人住民税から控除されるふるさと納税額になります。

(※) 復興特別所得税を含みます。

あくまで目安であり、具体的な計算は、お住まい(ふるさと納税翌年1月1日時点)の市区町村にお尋ねください。

< 表の見方>

給与収入300万円で独身の方は、28,000円以下のふるさと納税であれば自己負担額は2,000円となりますが、28,000円を超える額をふるさと納税した場合、超える金額分の自己負担が増えることとなります。

〇給与所得者のケース(給与収入のみ。住宅ローン控除等を受けていない方。)

- ※「共働き」は、ふるさと納税をした者本人が配偶者(特別)控除の適用を受けていないケースを指します。 (配偶者の給与収入が201万円超の場合)
- ※「夫婦」は、ふるさと納税をした者の配偶者に収入がないケースを指します。

(ふるさと納税をした者本人が配偶者控除を受けている場合)

- ※「高校生」は「16歳から18歳の扶養親族」を、「大学生」は「19歳から22歳の特定扶養親族」を指します。
- ※ 中学生以下の子供は(控除額に影響がないため)、計算に入れる必要はありません。

例えば、「夫婦子1人(小学生)」は、「夫婦」と同額になります。また、「夫婦子2人(高校生と中学生)」は、「夫婦子1人(高校生)」と同額になります。

(注)下記は給与所得者のケースです。年金収入のみの方や事業者の方は、下記とは異なります。

(単位:円)

		ふるさと納税をした者の家族構成						
		独身 又は 共働き	夫婦	共働き+子1人 (高校生)	 共働き+子1人 (大学生)	夫婦+子1人 (高校生)	共働き+子2人 (大学生と 高校生)	夫婦+子2人 (大学生と 高校生)
ふるさと納税をした者本人の給与収入	300万円	28,000	19,000	19,000	15,000	11,000	7,000	-
	350万円	34,000	26,000	26,000	22,000	18,000	13,000	5,000
	400万円	42,000	33,000	33,000	29,000	25,000	21,000	12,000
	450万円	52,000	41,000	41,000	37,000	33,000	28,000	20,000
	500万円	61,000	49,000	49,000	44,000	40,000	36,000	28,000
	550万円	69,000	60,000	60,000	57,000	48,000	44,000	35,000
	600万円	77,000	69,000	69,000	66,000	60,000	57,000	43,000
	650万円	97,000	77,000	77,000	74,000	68,000	65,000	53,000
	700万円	108,000	86,000	86,000	83,000	78,000	75,000	66,000
	750万円	118,000	109,000	109,000	106,000	87,000	84,000	76,000
	800万円	129,000	120,000	120,000	116,000	110,000	107,000	85,000
	850万円	140,000	131,000	131,000	127,000	121,000	118,000	108,000
	900万円	151,000	141,000	141,000	138,000	132,000	128,000	119,000
	950万円	163,000	154,000	154,000	150,000	144,000	141,000	131,000
	1,000万円	176,000	166,000	166,000	163,000	157,000	153,000	144,000
	1,100万円	213,000	194,000	194,000	191,000	185,000	181,000	172,000
	1,200万円	242,000	239,000	232,000	229,000	229,000	219,000	206,000
	1,300万円	271,000	271,000	261,000	258,000	261,000	248,000	248,000
	1,400万円	355,000	355,000	343,000	339,000	343,000	277,000	277,000
	1,500万円	389,000	389,000	377,000	373,000	377,000	361,000	361,000
	1,600万円	424,000	424,000	412,000	408,000	412,000	396,000	396,000
	1,700万円	458,000	458,000	446,000	442,000	446,000	430,000	430,000
	1,800万円	493,000	493,000	481,000	477,000	481,000	465,000	465,000
	1,900万円	528,000	528,000	516,000	512,000	516,000	500,000	500,000
	2,000万円	564,000	564,000	552,000	548,000	552,000	536,000	536,000
	2,100万円	599,000	599,000	587,000	583,000	587,000	571,000	571,000
	2,200万円	635,000	635,000	623,000	619,000	623,000	607,000	607,000
	2,300万円	767,000	767,000	754,000	749,000	754,000	642,000	642,000
	2,400万円	808,000	808,000	795,000	790,000	795,000	776,000	776,000
	2,500万円	849,000	849,000	835,000	830,000	835,000	817,000	817,000